　　　　　魚津埋没林博物館３Ｄアート企画制作業務委託仕様書

１．目的及び業務概要

　（1）目　　的　　本仕様書は、魚津埋没林博物館３Ｄアート企画制作業務について必

要な事項を定めるものである。

　（2）名　　称　 魚津埋没林博物館３Ｄアート企画制作業務委託

　（3）委託期間　 契約締結日の翌日から2019年７月31日（水）まで

　（4）設置場所　 富山県魚津市釈迦堂814番地

　（5）施設用途　 博物館

平成21年国土交通省告示第15号　別添二　類型十二　第２類

（6）施設の条件

ア　構造　　　　鉄筋コンクリート構造

イ　階数　　　　地上３階

ウ　延べ面積　　約3,659㎡

２．業務の内容

　（1）業務の範囲

　　　①３Ｄアート企画及び制作

壁面や床を使ったトリックアートの企画制作。人間の目の錯覚を利用して

「立体的に見える絵画」や「見る角度により、印象が変化する作品」など、平面のものを立体的に描き出すアートを企画制作する。

ア　設置数　　　施設内に５箇所程度

　　　　　　　　（有料エリアに４箇所、無料エリアに１箇所の想定）

イ　設置場所　　発注者と協議の上決定

ウ　デザイン　　既存の展示物と一体で楽しめる演出となるもの

フォトスポットとしても楽しめるもの

エ　サイズ　　　２ｍ×２ｍ以上（１箇所あたり）

オ　材質　　　　耐水性、耐久性のあるもの

　（2）留意事項

　　　①受託者は、契約締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに発注者

　　　　と協議の上、業務実施計画を作成して発注者に提出すること。この際、デザイ

ン等具体的な内容については、発注者の意向を反映させること。

　　　②業務に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

　　　③委託期間中は休館日がないため、博物館内への設置作業日時については、発注者と協議の上決定するのとする。

３．再委託の禁止

　　　受託者は、発注者の承認を受けないで本業務を再委託してはならない。

４．権利の帰属

　　　本業務に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条

に規定する権利を含みます。）は、すべて魚津市に移転するものとする。

５．損害賠償

　　　受託者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関し魚津埋没林博物館

又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

６．完了報告及び検査

　　　受託者は、本業務の完了後すみやかに発注者に業務完了報告書を提出し、発注者

の検査を受けるものとする。

７．成果品

　　　完了報告書を除く成果品については、契約時に発注者と受託者が協議の上決定す

る。